

令和5年度 岐阜県観光連盟
岐阜関ヶ原古戦場を核とした県内周遊促進送客助成金 Q & A

Q1 事業の概要を教えてください。

岐阜関ヶ原古戦場記念館（以下、「記念館」という。）の送客を促進し、記念館を核とした県内周遊を図り、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ団体旅行を促すため、記念館に有償にて入館する、日帰りまたは宿泊を伴う、国内旅行商品の送客実績に基づき、助成金を交付致します。助成金の単価は、旅行形態（日帰りまたは宿泊）別に異なり、記念館に平日入館した場合、来館送客助成金が加算されます。

Q2 申請は、部署、支店、営業所単位で申請できますか。

営業所単位での申請は可能です。1事業者で複数の営業所からの申請が可能で、1事業者あたりの申請件数には、上限はありません。

Q3 申請書の提出期限はありますか。

令和5年9月29日(土) までとしていますが、期限内であっても、申請額において、予算に達し次第、申請の受付は終了と致します。

Q4 対象となる旅行商品は、どのようなものですか。

- ①旅行形態：記念館の有償にて入館する、日帰りまたは宿泊を伴う、「募集型企画旅行」又は「受注型企画旅行」です。
- ②催行期間：令和5年11月1日から令和6年2月13日帰着までの間です。
- ③旅行商品の送客人員が100人以上(乗務員・添乗員を除く)の旅行商品です。
- ④観光施設の立ち寄り：日帰り旅行の場合は、県内の有料観光施設又は県内での食事(自由食は除く)を1か所以上の利用をしてください。宿泊旅行の場合、立ち寄り施設は、無料で利用できる観光施設や道の駅等の自由食での利用も可としています。

Q5 送客人員が100人以上とありますが、複数商品の合計が100人以上でも要件を満たしますか。

はい、令和5年11月1日から令和6年2月13日の間に催行される、複数の旅行商品の合計が100人以上であれば、要件を満たします。

Q6 ツアーの発地には、条件がありますか。

特に条件はありません。県内外のいずれも助成対象となります。

Q7 岐阜関ヶ原古戦場記念館で、団体割り引きで入場料したツアーも助成対象ですか。

はい、助成対象となります。

Q8 対象となる旅行商品では、日帰り旅行の場合、“県内の有料観光施設等での入場又は、食事(自由食を除く)を1施設以上組入れた商品であること。”と定めていますが、道の駅での立ち寄りも助成対象となりますか。

行程中、食事場所を、道の駅等で、ツアー参加者が実費で現地精算する、いわゆる自由食で実施した場合は、対象外となります。

※宿泊旅行の場合は、助成対象です。

Q9 宿泊旅行の場合、観光施設は無料で利用できる観光施設でも助成対象となりますか。

はい。助成対象となります。

例えば、「モネの池」などの自然環境の場所も観光スポットとみなします。

ただし、単なる、トイレ休憩や、車窓での紅葉見学など、観光スポットの通過は助成対象外となります。

自然環境の観光スポット等の施設利用証明書は、地元観光協会、駐車場等からの証明書は必要となります。

※地元観光協会、駐車場等に証明書を依頼する場合は、事前に依頼先に連絡をしてください。

Q10 ツアーには、他の事業との併用は可能ですか。

他の事業（当連盟が実施する他の助成事業も含む。）との併給は認めておりません。要綱第3条2項では、「本事業の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国・県及び連盟の各種助成金（国・県が他の団体等に委託して実施するものを含む。）が併給されないものであること。」と定めています。

Q11 申請書は、E-mailでの提出は可能ですか。

E-mailでの提出は受け付けておりません。必ず、ご郵送ください。

Q12 ツアーの行程で他県での立ち寄りや、宿泊がある商品は助成対象となりますか。

他県での立ち寄りや宿泊があっても、日帰り旅行の場合、岐阜県での、有料観光施設等での入場又は、食事(自由食を除く)を1か所以上の利用がある商品。宿泊旅行の場合は、岐阜県での宿泊が1泊以上あり、観光施設を1か所以上組入れた商品であれば、対象となります。

Q13 実績報告書の提出期限はありますか。

事業が終了してから、15日以内に、実績報告書を提出してください。

Q14 交付決定より前に送客したお客さまは、実績にカウントしていいですか。

いいえ、交付決定前に送客した人数は、当該助成金の送客実績には含まれません。

Q15 実績報告には、どのような書類が必要ですか。

下記の書類をご郵送ください。

- (1) 送客実績報告書（様式第6号）
- (2) 岐阜関ヶ原古戦場記念館の入館証明書（様式第7号、別表1）
- (3) 有料観光施設の記名押印がある施設利用証明書（様式第8号）
- (4) 宿泊旅行の場合は、県内の宿泊施設の記名押印がある宿泊証明書（様式第9号）
- (5) 旅行商品の行程表

※様式第7号別表1は、入館日毎の人数を記入していただきます。

Q16 観光施設や宿泊を2か所以上、利用した場合、証明書は、施設毎に必要ですか。

利用証明書は送客人数の証明です。送客人数が1施設で証明できれば、施設利用証明書、宿泊証明書は、いずれか1施設からの証明書で構いません。したがって、分宿の場合は、施設毎に証明書が必要となります。

Q17 様式第7号別表1について、毎月末に記念館の確認をお願いしたいのですが、対応は可能ですか。

送客実績の確認については、事業終了後にまとめて記念館に依頼することが想定されますが、月別に分割して確認する対応も可能ですので、遺漏のないよう計画的な事務処理にご留意ください。

Q18 記念館への予約の際、助成金対象ツアーである旨を申し出る必要はありますか。

お手数をお掛けしますが、記念館の予約時には、当連盟からの交付決定通知の文書番号をお伝えください。なお、入館者数19名以下の場合はWeb予約となりますが、「氏名」欄の冒頭に交付決定通知の文書番号を追加入力してください。

【文書番号とは】交付決定通知の右上に記載された“岐観連第125号の○”を指します。